

# 県産材住宅推進研究会設置運営要領

令和2年1月23日制定

## (趣旨)

第1条 この要領は、「県産材住宅推進研究会」(以下「研究会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 研究会は、人口減少に伴う住宅着工戸数の落ち込みが想定される中、木材の主な用途である住宅分野を中心として、将来にわたり、県産材が社会において有効な資源として利活用されるよう、広島県産材住宅を普及させることを目的とする。

## (活動内容)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 木造住宅等への県産材の利用推進
- (2) 会員相互の協力による県産材住宅の普及
- (3) 県産材利用推進に向けた情報交換
- (4) その他

## (構成員)

第4条 研究会は、別表に掲げる者をもって構成する。

## (役員)

第4条 研究会は、構成員の互選により会長1人を定める。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

## (事務局)

第5条 研究会の事務局は、広島県農林水産局林業課に置く。

## (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

この要領は、令和2年1月23日から施行する。